

単独随意契約理由書

1. 件 名 建部町B & G海洋センター電話設備交換修繕業務委託
2. 場 所 岡山市北区建部町川口48地
3. 契約の相手方 コムパス株式会社
岡山市北区下中野1222-7
4. 理 由
以下により単独随意契約とするもの。
 - (1) 随意契約とした理由
○地方自治法施行令第167条の2第1項第5号適用
「緊急」
 - (2) 単独見積とした理由
○岡山市契約規則第24条第2項第3号適用
「緊急」
 - (3) 業務内容
建部町B & G海洋センター施設内の電話設備（電話装置本体及び電話機）
交換修繕

【緊急理由】

本修繕は、建部B & G海洋センター施設内の電話設備（電話装置本体及び電話機）が老朽化により、通話中に突然電話が途切れたり、不定期に電話が掛けられない状態になるなどの不具合が生じていて、いつ全く使用できなくなるかわからない状態になっているため、不具合の生じた電話装置本体及び電話機の取替修繕を行うものである。

直近の例としては、令和7年2月13日（木）に職員が利用者から掛かってきた電話に対応中、突然雑音が入り電話が切断してしまい、しばらくは電話をかけることも受けることもできない事態が発生した。

このような状態の中で、現在かろうじて使用できている電話設備（電話装置本体及び電話機）が全く使用できなくなれば、利用者からの連絡を受けられず、市役所をはじめとする外部と全く連絡が取れなくなり、センターの管理・運営に重大な支障となるため、本修繕を緊急で実施をする必要がある。

上記の業者は、南区藤田地域センターをはじめ、市の施設における電話設備修繕の実績がある受注業者であり、迅速かつ的確な修繕対応が可能であると判断できるので、緊急によりこの業者との間において単独随意契約を行うものである。